

次のとおり公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、公告します。

令和6年3月14日

奈良県知事 山下 真

## 第1 公募型プロポーザル方式に付する事項

### 1 業務名

令和6年度自治会等連携支援モデル事業業務委託

### 2 業務の目的

自治会等と多様な地域団体が連携協働することで、多岐にわたる地域課題の解決に向け取り組む地域自治協議会(まちづくり協議会、市民自治協議会等)の設立を促すことで、住民主体の地域活動を促進し、地域活性化を図る。

### 3 業務の内容

地域自治協議会等の設立準備会立ち上げ支援

### 4 委託限度額

1,388,200円(消費税及び地方消費税の額を含む)

### 5 業務の仕様等

第4の2により配布する「令和6年度自治会等連携支援モデル事業業務委託公募型プロポーザル実施要領」(以下、「実施要領」という。)及び「令和6年度自治会等連携支援モデル事業業務委託業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)に示すところによる。

### 6 委託業務実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日

### 7 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)

奈良県総務部知事公室 政策推進課(奈良市登大路町30番地)

### 8 留意事項

本事業の実施については令和6年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合がある。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を請求することはできない。

## 第2 提案者の参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- 3 企画提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 4 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更正事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 6 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをし

ていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 7 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- 8 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- 9 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- 10 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- 11 上記9及び10に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 12 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、以下のに該当する者であること。

営業種目「Q4 検査・分析・調査業務」に登録している者であること。

- 13 過去5年間（平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間）において、国又は地方公共団体から、本業務と同種業務を受託し、履行した実績を有すること。  
同種業務：住民自治組織の設立、若しくは活性化に向けた支援業務、又は地域コミュニティに関するワークショップ形式の講座の開催に係る業務

### 第3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当するときは失格とする。

- 1 第2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- 2 複数の提案書を提出したとき。
- 3 提出のあった提案書等が、様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- 4 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- 5 提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- 6 提案書の見積額が、第1の4の委託限度額を超えるとき。
- 7 その他、不正な行為があったとき。

### 第4 参加手続等

- 1 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）  
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県総務部知事公室 市町村振興課（4月1日以降）、同 政策推進課（3月29日まで）  
TEL：0742-27-8419（4月1日以降）、27-8306（3月29日まで）  
FAX：0742-23-8439（4月1日以降）、22-8012（3月29日まで）
- 2 実施要領及び仕様書の配布  
令和6年3月14日（木）から令和6年4月12日（金）午後5時までの間に1の担当課または奈良県ホームページ（<https://www.pref.nara.jp/63988.htm>）にて配布する。  
ただし、担当課における配布は、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、奈良県の休日（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

- 3 説明会  
本プロポーザルの実施にかかる説明会は行わない。
- 4 仕様書等に関する質問  
2の実施要領に示すところによる。
- 5 参加申込書の提出  
2の実施要領に示すところによる。
- 6 企画提案書の提出  
2の実施要領に示すところによる。

#### 第5 委託候補者の特定

第4の2の実施要領に示すところにより、企画提案書等の書類審査を行い、最も高い評価を得た応募者を委託候補者として特定する。

#### 第6 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 2 本受託募集参加に係る経費  
企画提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- 3 その他  
詳細は第4の2の実施要領及び仕様書に示すところによる。